

広島県告示第四百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があつた。

平成二十一年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄	位 置	面 積	下 欄
	福山市金江町金見字外浦二七一四の二から二七〇八の二に接する無番地を経て同町金見字浜側二六九九に至る間の地先公有水面		
			福山市金江町金見字外浦